

●登録研修機関について

質問内容	回答
<p>所在地がA県である登録研修機関が、B県で研修を実施する場合、登録研修機関の事業所があるA県に対し研修場所の変更届を行えばよいのか。</p> <p>もしくは、研修実施場所であるB県に登録申請を行う必要があるのか。</p>	<p>基本研修を実施する場所の都道府県で登録が必要。</p> <p>そのため、A県が本拠地であっても、B県で研修を実施する場合B県への登録が必要。</p> <p>但し、実地研修のみをB県で行う場合、登録は不要。</p>
<p>胃ろう腸ろうによる経管栄養について、滴下を前提に考えられているが、実地研修先に半固形流動食の利用者しかいない場合、半固形流動食の実地研修だけを行い、胃ろう腸ろうによる経管栄養を修了させてもよいか。</p>	<p>胃ろう腸ろうによる経管栄養は、滴下を基本として考えている。</p> <p>そのため、半固形のみで修了することは想定していない。事業所に半固形の利用者しかいなかったとしても、滴下の実地研修を実施する必要がある。</p>
<p>EPAに基づく介護福祉士候補者が喀痰吸引等研修の筆記試験を受ける際、「喀痰吸引等研修実施要綱について」（社援発0330第43号 平成24年3月30日）の別添1の2（4）により、筆記試験の事務規定等の取り決めは、研修委員会において定めることとなっているため、特別の事情として委員会で判断し、時間的配慮を行ってよいか。</p>	<p>問題数を減らすことはできないが、時間については、研修委員会で判断してかまわない。</p>
<p>介護福祉士実務者研修では、医療的ケアも通信課程による教育が認められているため、喀痰吸引等研修の基本研修（講義のみ）についても、通信課程により実施してよいか。</p>	<p>喀痰吸引等研修については通信課程の教育を認める規定がないため、不可。</p>
<p>胃ろう栄養チューブ※¹は、ボタン型とチューブ型があり、ボタン型の場合は、専用接続チューブ※²を取り付け、そこに経管栄養チューブ※³を接続し、経管栄養を行うこととなる。</p> <p>そこで、接続チューブと経管栄養チューブの着脱は、介護職員が実施できることとなっていると思われるが、ボタン型胃ろう栄養チューブと専用接続チューブの着脱も介護職員が行ってもいいのか。</p> <p>※1：おなかの口（胃ろうカテーテル）に取り付ける器具</p> <p>※2：※1に取り付け、※3と接続するための専用チューブ</p> <p>※3：栄養剤を流し込むためのチューブ</p>	<p>差し支えない。</p> <p>研修テキストにも「ボタン型の場合は、栄養チューブと接続チューブをつないで、接続チューブを胃ろうボタンに接続する」と記載されている。</p>

とろみ付き流動食という商品が展開され、少しずつ広がってきている。

これは、胃ろう経管より、栄養剤を自然落下させ投与する商品であり、投与の際は、基本的には滴下筒、クレンメ、圧力、加圧バックを用いないで自然落下させることを想定した商品となっている。

この商品を使って実地研修（胃ろう腸ろうの経管栄養）を行う場合、

①滴下筒、クレンメ、圧力、加圧バックを使用しないのであれば、滴下及び半固形の実地研修は不可という考えでよいか。

②滴下筒、クレンメを使用して、滴下の手順に従って栄養剤を投与する場合、滴下の手順を行っているため、滴下と判断してよいか。

また、圧力バック及び圧力を加え、半固形の手順に従って栄養剤を投与する場合、半固形と判断してよいか。

①について、

そのまま自然落下させることでの経管栄養では、実地研修不可。

②について、

国が示している経管栄養に関する手順により実地研修を行うのであれば、可。